２　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

［一～三　略］

（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査）

第二十五条　［略］

２　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　［略］

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ　［略］

三　剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見

四　前二号の意見がないときは、その旨及びその理由

五　継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

六・七　［略］

３　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

［号を削る。］

一～三　［略］

４　［略］

別紙様式第９号（第68条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）

（所在地）

年　月　日

殿

（信用組合名）

（理事（組合）長　氏名　　印）

２　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

［一～三　同上］

（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査）

第二十五条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ　［同上］

［号を加える。］

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

［号を加える。］

四・五　［同上］

３　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

二～四　［同上］

４　［同上］

別紙様式第９号（第68条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）

（所在地）

年　月　日

殿

（信用組合名）

（理事（組合）長　氏名　　印）